

大分大学理工学部における企業広告の募集について

大分大学理工学部において次のとおり企業広告を募集しますので、添付の「応募要項」及び「広告掲載契約書（案）」をご覧ください、申請をご検討される場合は下記までご連絡願います。

記

- 1 名 称 大分大学理工学部敷地内広告
- 2 募 集 件 数 複数者（1者以上から契約）
- 3 広 告 期 間 掲載期間は、3年以上とし最長5年とする。
- 4 広告の種類等 種類：掲示板による広告
形状・寸法等：広告依頼者との協議による。
- 5 広告掲載料 200,000円／年間（税別）
※上記金額を超える提案（申請）を受け付けるものとする。
- 6 公 募 期 間 令和7年7月28日（月）～ 令和7年8月18日（月）
※申込期限：令和7年8月22日（金）
- 7 契約書の締結 大分大学と広告依頼者との間で広告掲載契約書を締結予定
- 8 問い合わせ先 大分大学理工学部総務係
住 所：〒870-1192 大分県大分市大字旦野原700番地
電 話：097-554-7754 FAX：097-554-7760
e-mail：kosomu@oita-u.ac.jp
※詳細は「大分大学理工学部敷地内広告募集要項」による。

大分大学工学部敷地内広告募集要項

令和7年7月

国立大学法人大分大学

大分大学理工学部敷地内広告募集要項

大分大学理工学部敷地内に掲載する広告を次のとおり募集します。

- 1 広告掲載場所
大分大学理工学部理工2号館玄関前（別紙をご参照ください。）
- 2 広告期間
掲載期間は3年間以上とし最長5年間とする。
- 3 広告の種類等
種 類：掲示板による広告
形状・寸法等：広告依頼者との協議による。
- 4 広告掲載の条件
広告の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載できないものとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
 - (6) 取扱商品等の性質上、一般消費者とのトラブルが想定されるもの
 - (7) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - (8) 貸金業に関するもの
 - (9) たばこの広告及び喫煙を促すもの
 - (10) 賭博及びギャンブルに関するもの
 - (11) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - (12) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (13) その他掲載する広告として不適当であると認められるもの
- 5 広告掲載料
200,000円／年間（税別）
※上記金額を超える提案（申請）を受け付けるものとする。
- 6 募集件数
複数者（1者以上から契約）
- 7 公募期間
令和7年7月28日から令和7年8月18日まで

8 申込方法及び申込期限

広告掲載申請書（様式1）に必要事項を記入の上、広告図案、掲示板作成図案、会社概要を添えて、郵送でお申し込みください。

なお、記入内容を事前確認するため、上記申請書等をメールでお送りいただき、内容に不備がなければ、原本を郵送いただきたくご協力をお願いします。

その他、ご不明な点等ございましたら、「11」の部署にお問い合わせください。

申 込 期 限：令和7年8月22日（金）

※質問等の問い合わせ期限：令和7年8月19日（火）

9 広告掲載の決定

①広告掲載申請書受領後、広告掲載の可否を審査し、その結果を広告掲載決定通知書（様式2）により通知します。

②広告掲載決定後、国立大学大分大学と広告依頼者との間において広告掲載契約書を締結します。

10 その他

①この要項に定めるもののほか、広告掲載に関することは、「国立大学法人大分大学広告掲載取扱規程」に基づくこととなります。

②広告依頼者は、広告掲載決定後に広告掲載に係る申請内容に変更が生じた場合は、速やかに本学に報告願います。

③広告掲載料の他、掲示板設置にかかる経費、掲示板設置のために占有する敷地の不動産貸付料、契約期間中の電気料金、修繕費を負担いただくこととなります。また、原則として、契約満了後または契約解除後に生ずる撤去費も負担いただくこととなります。

④契約締結後、上記の③の経費のうち広告掲載料、不動産貸付料及び電気料金を、大分大学より送付する請求書により指定する期日までに振込をお願いします。振込手数料は、広告依頼者の負担となります。

11 提出先及び問い合わせ先

大分大学工学部総務係

〒870-1192 大分県大分市大字旦野原 700 番地

TEL：097-554-7754 FAX：097-554-7760

E-mail：kosomu@oita-u.ac.jp

様式1

年 月 日

大分大学理工学部長 殿

(広告依頼者)

住 所

名 称

代表者



広告掲載申請書

国立大学法人大分大学広告掲載規程に基づき、下記のとおり広告掲載を申請します。
なお、広告掲載に係る掲示板設置及び撤去など一切の費用については、当方が負担することを誓約します。

記

- 1 企業等の名称
- 2 業 種
- 3 広告希望期間 広告設置日から○年間
- 4 広告掲載料 ***,***円/年間 (税別)
- 4 連絡先
 - ①担当部署及び担当者氏名
 - ②電話番号及びFAX番号
 - ③電子メールアドレス
- 5 添付書類
広告図案、掲示板作成図案 (寸法、材質等がわかるもの) 及び会社概要
※必要に応じて追加資料を添付すること。

様式2

年 月 日

殿

大分大学理工学部長

小林 祐 司 

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申請のありました広告掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

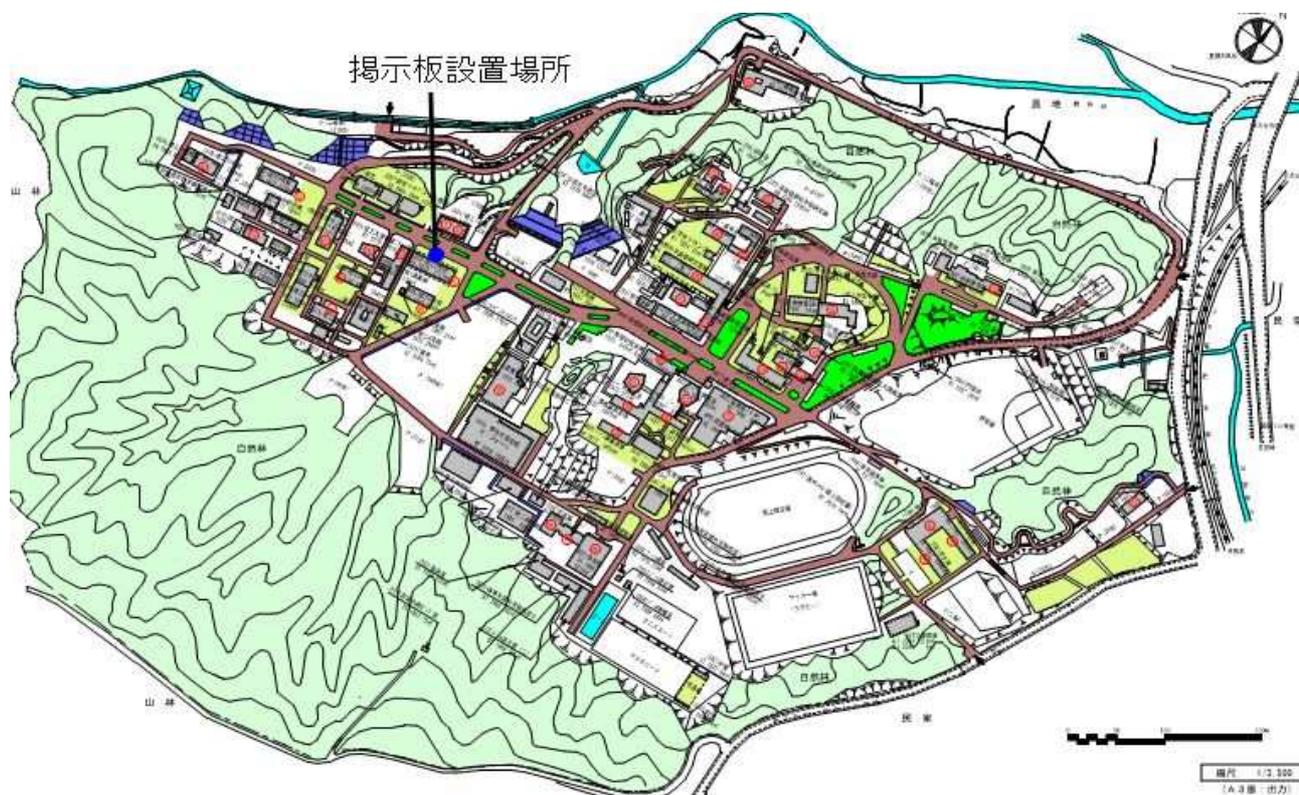
記

- | | |
|----------|---|
| 1 掲載の可否 | 掲載 可 ・ 不可 |
| 2 広告掲載期間 | 広告設置日から○年間 |
| 3 広告掲載料 | ***,***円/年間（税別）
別途広告掲載契約書を締結するものとする。 |

(注意事項)

- ・ 広告掲載決定後に広告掲載に係る申請内容に変更が生じた場合は、速やかに本学に報告すること。

理工学部 理工2号館広告掲示板設置場所



広告掲載契約書（案）

国立大学法人大分大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり大分大学理工学部における広告物掲載に関する契約を締結する。

第1条 乙は、甲が所有する敷地内に、広告物を掲載する掲示板を設置し、乙自らが製作する広告物（以下「本広告物」という。）を掲載することを申し込み、甲はこれを承諾するものとする。

第2条 乙が掲載する本広告物の種類等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載場所 理工学部2号館玄関西側敷地内
- (2) 媒体種類 〇〇広告
- (3) 規格 掲示板寸法：H 0000mm×W 0000mm, 材質：****
- (5) 数量 1面
- (6) 掲載料 ****円/年間（税別）

第3条 乙が掲載する本広告物の意匠は、掲載前に甲の審査及び承認を受けるものとする。

2 乙は、掲載後に本広告物の意匠を変更する場合には、事前に甲に申し出て、変更予定の意匠について、甲の審査及び承認を受けるものとする。

3 甲は、第1項及び第2項の審査及び承認後は、乙に対し承認書を交付するものとする。

第4条 本広告物の掲載期間は令和7年 月 日から令和8年 月 日までとする。ただし、期間満了の1か月前に甲乙いずれからも別段の意思表示のない場合は、本契約は期間満了の翌日から起算して、更に1年間自動的に更新されるものとし、これを通算で5年間継続とするものとする。

第5条 乙は第2条の掲載料及び本条第2項に掲げる経費のうち不動産貸付料並びに契約期間中の電気料金を甲が発行する請求書により、甲の指定する期日までに指定する銀行口座に振り込むものとする。

2 乙は前項に掲げる掲載料の他、掲示板設置にかかる経費、掲示板設置のために占有する敷地の不動産貸付料、契約期間中の電気料金、修繕費及び契約満了後または契約解除後に生ずる撤去費を負担するものとする。

第6条 本契約期間中に、本広告物が甲の業務に支障となった場合、天災地変、その他不可抗力により本広告物の掲載が不能になった場合は、本契約は解除する。

第7条 甲及び乙は、相手方に対し、下記各号を保証するものとする。

(1) 本件業務により乙が関わる甲顧客が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるもの（以下、本項において「反社会的勢力」という。）に該当しないことを確認したこと

(2) 自己が、反社会的勢力に該当しないこと

(3) 自己が反社会的勢力に協力・関与していないこと

(4) 自己が反社会的勢力を利用しないこと

(5) 自己の役員、実質的に経営を支配する者、親会社および子会社（その議決権付株式の過半数を直接または間接に保有する会社をいう。）が前3号に該当しないこと

2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して下記各号に該当する行為を行わないことを保証する。

(1) 社会的信用を失墜する行為

(2) 暴力的な要求行為

(3) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(4) 取引に関して、強迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(5) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(6) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前2項各号に違反する疑義が生じた場合には、相手方に書面で協議及び調査を申し入れることができ、申し入れを受けた当事者は協議に応じ、調査に協力するものとする。

4 甲及び乙は、相手方が第1項または第2項各号の定めに違反していることが判明した場合には、直ちに相手方に書面で通知するものとする。

5 前項に基づき通知を受けた当事者は、当該違反について速やかに是正措置を講ずる義務を負う。

6 甲及び乙は、第1項または第2項各号の違反について前項の是正がなされない場合には、本契約の全部または一部を解除できるものとする。この場合、相手方に対し損害賠償請求を行うことができる。ただし、解除された当事者は損害賠償請求できない。

第8条 第6条、第7条または乙の責に帰すべからざる事由により本広告物の掲載が不能となった場合は、本広告物の掲載料、電気料金の未経過分を日割り計算により精算するものとする。

第9条 乙は、本契約に基づく権利・義務またはその地位を甲の書面による事前の承諾なしに、第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならない。

第10条 甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の営業上、業務上の情報を厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾を得ず、本契約の目的以外に使用してはならず、第三者

に開示または漏洩してはならない。

第 11 条 この契約について甲と乙の間に紛争が生じたときは、双方の協議によりこれを解決するものとする。

第 12 条 この契約に関する訴えの管轄は、大分大学所在地を管轄区域とする大分地方裁判所とする。

第 13 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲、乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は次に記名し、押印するものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

〔甲〕 大分県大分市大字旦野原 7 0 0 番地
国立大学法人大分大学
契約担当役 尾 田 史 郎

〔乙〕